



京都労働局発表
令和5年9月22日

担 当	労働基準部監督課	
	課長	堀記子
	主任地方労働基準監察監督官	高塚知紀
	電話	075(241)3214

自動車運転者を使用する事業場に対する 令和4年の監督指導の状況を公表します

京都労働局（局長 赤松俊彦）は、管下労働基準監督署が令和4年にトラック、バス、タクシーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った監督指導の状況を取りまとめた結果を公表いたします（別紙参照）。

自動車運転の業務は、令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が適用されるとともに、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号、以下「改善基準告示」といいます。）の改正により、拘束時間、休息期間等が見直されたことから、京都労働局では、引き続き自動車運転者を使用する事業場に対し、これらの労働基準関係法令などの周知・啓発に努め、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場に対しては監督指導を実施するなど、自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでまいります。

令和4年の監督指導状況の概要

監督指導実施事業場数 75件

うち 労働基準関係法令違反が認められた事業場数 65件（86.7%）
改善基準告示違反が認められた事業場数 40件（53.3%）

人員不足の影響等により、トラック運転者に係る労働基準関係法令違反及び改善基準告示違反の割合は増加した。

一方、ハイヤー・タクシーの運転者は、労働基準関係法令違反と改善基準告示違反はともに減少した。

主な労働基準関係法令違反

①労働時間 33 件 (44.0%) ②割増賃金 13 件 (17.3%) ③休日 10 件 (13.3%)

自動車運転者を対象とした監督指導において、労働時間、割増賃金に関する法違反を顕著に認めた。

特に、トラック運転者については、以上の法違反に加え、長時間にわたる労働に関する医師の面接指導及び労働時間の状況の把握（労働安全衛生法）の違反が増加した。

主な改善基準告示違反

①最大拘束時間 28 件 (34.1%) ②総拘束時間 25 件 (30.5%)

③休息期間 21 件 (25.6%)

改善基準告示違反は、例年、拘束時間、休息期間等が上位を占めるが、本年度は休息期間及び連続運転時間の違反がやや増加した。

(参考) 時間外労働の上限規制と適用猶予事業・業務

労働時間は原則 1 週 40 時間、1 日 8 時間（法定労働時間）以内の必要があると労働基準法で定められており、これを超えて働く時間（時間外労働時間）の上限について、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）により改正された労働基準法により、原則として月 45 時間、年 360 時間（限度時間）以内とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年 720 時間、単月 100 時間未満（休日労働含む）、複数月平均 80 時間以内（休日労働含む）、限度時間を超えて時間外労働を延長できるのは年 6 か月が限度としています。

一方で、自動車運転の業務については、業務の特殊性や取引慣行の課題があることから、時間外労働の上限について適用が令和 6 年 3 月末まで猶予されるとともに、特別条項付き 36 協定を締結する場合、年間の時間外労働の上限は 960 時間となります。

改善基準告示の改正

改善基準告示は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部を改正する件」（令和 4 年厚生労働省告示第 367 号）により令和 4 年 12 月 23 日に改正され、令和 6 年 4 月 1 日から適用されます（詳細は別添リーフレット参照）。

自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導の状況等

(令和4年)

1 業種ごとの監督指導実施事業場数、労働基準関係法令違反数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

*表中の()内は、監督事業場数に対する違反率。以下同じ。

表2-1

業種	事項	監督実施 事業場数	労働基準関係 法令違反事業 場数	主な違反事項		
				労働時間	休 日	割増賃金
トラック		52 (100.0%)	47 (90.4%)	26 (50.0%)	8 (15.4%)	10 (19.2%)
バス		3 (100.0%)	3 (100.0%)	2 (66.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ハイヤー・ タクシー		14 (100.0%)	9 (64.3%)	1 (7.1%)	1 (7.1%)	2 (14.3%)
そ の 他		6 (100.0%)	6 (100.0%)	4 (66.7%)	1 (16.7%)	1 (16.7%)
合 計		75 (100.0%)	65 (86.7%)	33 (44.0%)	10 (13.3%)	13 (17.3%)

2 業種ごとの改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

表2-2

業種	事項	監督実施 事業場数	改善基準 告示違反 事業場数	主な違反事項				
				総拘束 時 間	最大拘束 時 間	休息期間	最大運転 時 間	連続運転 時 間
トラック		52 (100.0%)	31 (59.6%)	19 (36.5%)	23 (44.2%)	21 (40.4%)	11 (21.2%)	17 (32.7%)
バス		3 (100.0%)	3 (100.0%)	3 (100.0%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ハイヤー・ タクシー		14 (100.0%)	2 (14.3%)	1 (7.1%)	1 (7.1%)	1 (7.1%)	—	—
そ の 他		6 (100.0%)	4 (66.7%)	2 (33.3%)	3 (50.0%)	2 (33.3%)	1 (16.7%)	1 (16.7%)
合 計		75 (100.0%)	40 (53.3%)	25 (33.3%)	28 (37.3%)	25 (33.3%)	12 (16.0%)	18 (24%)

(注)ハイヤー・タクシーは、改善基準告示において「連続運転時間」、「最大運転時間」の定めがない。

3 令和元年から令和3年までの3年間における業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反事業場数及び改善基準告示違反事業場数は、次のとおりであった。

表2-3

業種・事項		年		
		令和2年	令和3年	令和4年
トラック	監督実施事業場数	71	61	52
	労働基準関係法令違反事業場数	55 (77.5%)	53 (86.9%)	47 (90.4%)
	改善基準告示違反事業場数	40 (56.3%)	39 (63.9%)	31 (59.6%)
バス	監督実施事業場数	5	2	3
	労働基準関係法令違反事業場数	3 (60.0%)	2 (100.0%)	3 (100.0%)
	改善基準告示違反事業場数	1 (20.0%)	1 (50.0%)	3 (100.0%)
ハイヤー・タクシー	監督実施事業場数	5	12	14
	労働基準関係法令違反事業場数	5 (100.0%)	9 (75.0%)	9 (64.3%)
	改善基準告示違反事業場数	0 (0.0%)	3 (25.0%)	2 (14.3%)
その他	監督実施事業場数	8	7	6
	労働基準関係法令違反事業場数	6 (75.0%)	5 (71.4%)	6 (100.0%)
	改善基準告示違反事業場数	2 (25.0%)	0 (0.0%)	4 (66.7%)
合計	監督実施事業場数	89	82	75
	労働基準関係法令違反事業場数	69 (77.5%)	69 (84.1%)	65 (86.7%)
	改善基準告示違反事業場数	43 (48.3%)	43 (52.4%)	40 (53.3%)

4 京都運輸支局との連携状況

(1) 相互通報制度

自動車運送業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るため、京都労働局と京都運輸支局が、その監督等の結果（改善基準告示違反等）を相互に通報している。

表2-4(1)

事 項 \ 年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
京都労働局から通報した件数	30	11	10	12	17
京都運輸支局から通報を受けた件数	12	5	6	6	1

(2) 合同監督・監査

自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図るため、京都労働局と京都運輸支局が連携して、合同で監督・監査を行うことにより、効果的な指導を行っている。

表2-4(2)

業 種 \ 年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
ト ラ ッ ク	1	2	3	4	0
バ ス	0	0	1	0	0
ハイヤー・タクシー	0	0	0	0	0
合 計	1	2	4	4	0